人材確保等支援助成金

新規に導入する事業 主のほか、試行的に 導入している又は試 行的に導入していた 事業主も対象

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、 労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる 中小企業事業主を支援します!



受給までの流れ/助成額



テレワーク実施計画の作成・提出

提出期限までに、事業主の主たる事業所(通常は本社)の 所在地を管轄する都道府県労働局へ提出



管轄労働局が テレワーク実施 計画を認定

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組を実施

評価期間(機器等導入助成)においてテレワークを実施

- ■計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施(機器購入の場合は納品)支払を終えることが必要。
- ■計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間 (機器等導入助成)」として設定し、テレワークに取り組む(評価期間の始期は事業主が設定)。

助成対象となる取組(カッコ内の数字は上限額)

テレワーク用通信機器の導入・運用



2

- ●テレワーク用端末レンタル・リース費用(77万円)
- ●ネットワーク機器(16万5千円)
- ●サーバ機器(55万円)
- ●NAS機器(11万円)
- ●セキュリティ機器(33万円)
- ●ウェブ会議関係機器(1万1千円/対象労働者1人)
- ●サテライトオフィス利用料(33万円)
- ●テレワーク用サービス利用料(初期費用5万5千円、利用料38万5千円)

労務管理担当者に対する研修(11万円)

労働者に対する研修(11万円)

外部専門家によるコンサルティング(33万円)

就業規則・労使協定等の作成・変更(11万円)

①機器等導入助成に係る支給申請

3

- ■上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ■テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが必要
- ■上記2の評価期間(機器等導入助成)において、前頁のテレワーク実 績基準を満たすことが必要



助成金の支給支給対象経の 30%

以下いずれか低い方が上限 100万円又は20万円

対象労働者数

評価期間(機器等導入助成)においてテレワークを実施

4

- ■計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施(機器購入の場合は納品)支払を終えることが必要。
- ■計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間 (機器等導入助成)」として設定し、テレワークに取り組む(評価期間の始期は事業主が設定)。

②目標達成助成に係る支給申請

5

- ■上記4の評価期間(目標達成助成)の終了日の翌日から 起算して1か 月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ■前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ■上記4の評価期間(目標達成助成)において、前頁のテレワーク実績 基準を満たすことが必要

助成金の支給支給対象経の 20% 〈35%〉

以下いずれか低い方が上限 100万円又は20万円

対象労働者数

〈 〉内は生産性要件を満たした場合に適用